

五島南高校生徒心得

第1章 総則

第1条 学業に励み、人格の向上に努めること。

第2条 衛生管理と保健に努め、心身の健全な発達をはかること。

第3条 公德心を養い、本校生徒としての品位を保ち、思いやりにあふれた明るい校風を築くよう努めること。

第2章 細則

第4条 登下校の際は制服を着用し、常に身分証を携行すること。

第5条 頭髪規定

常に清潔で見苦しくないものとし、頭髪は将来の社会生活を見据えたものとする。また、配慮を要する場合は、届け出て許可を得ること。

- (1) 前髪が目にかからないこと。長い場合は、黒・紺・茶系のアメリカピンでとめること。
- (2) 髪が肩にかかる場合は、黒・紺・茶系の飾りのないゴムで結ぶこと。
- (3) 眉やもみあげは、過度な加工を禁止し、原形を留めること。
- (4) 整髪料等の過度な使用を禁止し、自然な髪型であること。
- (5) 極端な刈り上げ等の奇抜な髪型やパーマや染色、脱色は禁止する。
- (6) ピアス（ピアス穴）は禁止する。
- (7) ひげは剃ること。

第6条 服装規定

1. 冬服、中間服、夏服はいずれも学校指定のものとする。本校指定の制服は、以下の通りであり、改造は一切禁止とし、自分の体形に合ったものを着用すること。

- (1) 夏服は、白開襟シャツ、もしくは半袖シャツとする。
- (2) 中間服は、ベスト・長袖シャツとする。
- (3) 冬服は、詰襟もしくはブレザーとする。
- (4) スカートもしくはスラックスとする。
- (5) 襟には所定の位置に校章をつけ、両袖口には2個の校章入りボタンをつけること。
- (6) ブラウスの襟には本校指定リボンをしめ、ブレザーの左襟に校章を付けること。
- (7) スカート丈は膝頭がかくれる程度とする。

2. 肌着は表から透けて見えたり、襟元・裾・袖口から見えたりしないようにすること。

3. 通学靴は指定の黒の革靴とする（学校指定の運動靴も可とする）。

4. 病気や怪我等やむを得ない事情で正規の服装ができない場合には届け出て許可を得ること。
5. 化粧をしてはいけない。また、アクセサリーをつけてはならない。
6. スラックスはベルトを使用して着用すること。ベルトは、黒・紺・茶で華美でないもの（派手なバックル付きのもの）は禁止する。
7. 靴下は白色・黒色・紺色・灰色とし、華美でないワンポイントは可とする。また、くるぶしが隠れないものは禁止する。
8. 防寒具については次の通りとする。
 - (1) 制服の下にセーター等を着用しても良い。その際、上着の襟元・裾・袖口から見えないようにすること。
 - (2) コート・ダウンジャケット・手袋・マフラー類は華美でないものとする。ただし、フード付きや校内での着用は禁止する。
 - (3) 黒またはベージュのタイツを着用してもよい。
 - (4) 考査を除く通常授業中は、ひざ掛けとして華美でないブランケットを使用してもよい。
9. 日焼け防止のための服装については次の通りとする。
 - (1) 帽子・上着・日傘・手袋を着用しても良い。その際、華美でないものとする。

第7条 通学規定

1. 通学は徒歩・自転車・バス通学・自家用車での送迎とする。
2. 自転車通学については、「自転車通学許可願」を提出し、許可を得ること。また、自転車を使用する場合は常に法規を守り、安全運転に心掛け、車両の点検に努めること。(ブレーキ・ライト・ハンドル等)
 - (1) 二人乗りは絶対しないこと。
 - (2) 並進運転はしないこと。
 - (3) カサさしなど「ながら運転」はしないこと。
 - (4) 無灯火運転はしないこと。
 - (5) 左側走行を厳守すること。
 - (6) ヘルメットの着用に努めること。
3. バス通学については以下の事項を守ること。
 - (1) 安全を確認した上で、乗車・降車を行うこと。
 - (2) バス内では騒がず、飲食等行わないこと。
4. 自家用車での送迎は、安全な場所（国道付近）で乗り降りすること。

第8条 諸届けについて

1. 欠席・遅刻・欠課・早退・忌引等の場合は、必ず事前に教員に連絡すること。
2. 遅刻・一時外出・早退する場合は、教員に届け出て許可を得ること。
3. 受験・帰省については、教員を通じて願い出ること。

第9条 校内生活について

1. 登校後は放課後まで外出してはならない。
2. 校内の美化に努め、公共物を大切にすること。
3. 必要以上の現金や貴重品、また遊び道具や雑誌・携帯電話・腕時計型端末などの通信機器等、直接学習に関係ないものは持参しないこと。
4. 所持品は全て記名すること。
5. 保健室での休養は、教員の許可を得て行うこと。
※休養は原則1時間程度
6. 施設・設備・器物等を破損した場合は教員に申して、破損届を提出すること。
7. 許可なくビラ配布・ポスター掲示等はしてはならない。
8. 金品を遺失または拾得した場合には、教員へ届け出ること。
9. 許可なく寄付を募る行為および物品の販売をしてはならない。

第10条 校外生活について

1. 常に高校生としての自覚を持って、社会の信頼を得るような行動をとること。
2. 無用な夜間外出は慎むこと。なお、午後8時までには帰宅すること。
3. 保護者に無断で外泊をしてはならない。
4. 住所を変更したとき、または身分証の記載事項に変更があった時は、速やかに教員に届け出ること。

第11条 賞罰

1. 本校生徒として、他に模範となる行為が顕著であるときには審議の上、これを表彰する。
2. 本校生徒で、次の項目に該当するものは懲戒する。
 - (1) 性行不良で改善の見込みが認められない者。
 - (2) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反する者。
 - ア. 飲酒・喫煙を行った者。また、煙草・ライターを所持している者。
 - イ. 不健全娯楽（マーじゃん・パチンコ等）を行った者。
 - ウ. 未成年立入禁止場所に入入りした者。
 - エ. 深夜徘徊・保護者に無断で外泊・家出等を行った者。
 - オ. 男女間で風紀を乱した者。
 - カ. 公共物破損を行った者。
 - キ. 危険物を所有した者。
 - ク. 定期考査等の試験中に不正行為を行おうとした者、または行った者。
 - ケ. 禁止されている免許を受験・取得した者。
 - コ. 万引き・窃盗を行った者。
 - サ. 暴言・暴力などの威圧行為を行った者。
 - シ. 大麻・覚醒剤等の危険な薬物乱用を行った者。
 - ス. 交通違反を犯した者。
 - セ. その他本校生として本分に背いた者。

第12条 アルバイトについて

1. アルバイトは生徒本来のものではないので、原則許可しない。
2. 夏季・冬季休業中のアルバイトについては、希望する生徒（原則1・2年生）に対して、家庭の事情などを考慮し、以下の条件を満たす場合にのみ許可する。
 - (1) 長期休暇中半数以下の日数である。
 - (2) 登校日等、出校を要する日には登校できる。
 - (3) 午後6時以降にならない。
 - (4) 宿泊を要しない。
 - (5) 危険な場所や職種でない。
 - (6) 過労にならない。
 - (7) 多額の金銭を取り扱わない。
 - (8) 接客関係の職種でない。
 - (9) 学習状況が良好である。(欠点がない、課題の提出状況が良好である等。)

※以上の条件以外のことでも、問題があれば検討する場合がある。

3. 手続き

就労する日の1週間前まで（長期休暇中は休暇の始まる1週間前）に保護者と十分相談の上、「アルバイト許可願」（事業所が記入する欄もある）に空欄がないように記入し、教員に提出する。この際に教員とも十分に相談し、点検を受けること。アルバイト就労後、「アルバイト実施報告書・日誌」を教員に提出すること。

第13条 二輪車（原動機付き自転車も含む）および四輪車の免許取得について

1. 1・2年生の免許取得は、一切認めない。
2. 3年生は進路決定後、保護者の願い出により学校長の許可を受けて上記の免許を取得するため、自動車学校へ通学することができる。なお、許可を受けるには次の条件を満たさなければならない。
 - (1) 成績で欠点科目がなく、単位修得に支障がないこと。
 - (2) 出席状況が良好で、単位修得に支障がないこと。
 - (3) 学校生活が良好であること。
 - (4) 諸納金未納がないこと。

第14条 自動車学校への通学についての規定

1. 通学（通学時は制服・制靴着用）は放課後とし、自動車学校通学のための欠席・遅刻・早退は認めない。
2. 成績や出席時数等によって、単位修得ができない、またはその見込みがある場合には、その単位を修得する、または修得する見込みが立つまでの期間、原則通学を停止する。
3. 問題行動があった場合は、許可を取り消すこともある。
4. 学校生活を優先し、故意に授業などを受けなかった場合は自動車学校への通学を停止する。

5. 考査時間割発表日から通学を停止し、考査終了日より通学を認める。

6. 自動車学校修了証は卒業まで自動車学校で預かり、学科試験は卒業日以後とする。

【補則1】上記6で、特殊事情のある生徒（赴任日・入学式が早い及び離島留学生）は別途審議する。

【補則2】上記6で、五島警察署で2月最終週行われる学科試験を受験希望の生徒は別途審議する。

令和4年4月1日 一部改定

令和5年4月1日 一部改定

令和7年4月1日 一部改定